



あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

秋も少しずつ深まり運動をしやすい季節です。ちょうど10月の第2月曜日は「スポーツの日」。
できる範囲で身体を動かしてみませんか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせ下さい。

災害時の義援金・寄附金の税務上の取扱い

今年も全国各地で自然災害が発生しています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回は、こうした災害時に行う地方公共団体や日本赤十字社、NPO 法人等に対する義援金・寄附金の税務上の取扱いについて確認します。

◆主な寄附先と税務上の取扱い

災害時には、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部、日本赤十字社や共同募金会等を窓口とした一定の義援金の募集が行われます。これらの義援金は、個人、法人ともに税制上の優遇措置の対象となります。

その他、被災地で支援活動を行う認定 NPO 法人等への寄附や、一般の NPO 法人等への寄附もあわせて、寄附先別の主な税務上の原則的な取扱いを、下表にまとめました。

◆支援を行う際の注意点◆

(1) 寄附先と内容を確認

同じ団体に対する寄附であっても、最終的に被災者へ届けられる義援金なのか、その団体の活動資金とし

ての寄附なのかによって、税務上の取扱いが異なる場合があります。

そのため、支援を行う際には寄附先だけでなく、寄附金の使途についても確認しておくことが大切です。

(2) 寄附を証明する書類

税制上の優遇措置を受けるためには、寄附したことを証明する書類が必要です。例えば義援金の場合、地方公共団体が発行する受領証、募金団体の預り証のほか、郵便振替の受領証や銀行振込の振込票の控えなども証明書類となります。

なお、郵便振替や銀行振込で義援金を支払った場合は、その口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料が必要となります。受領証や振込票の控えとあわせて保管しておきましょう。

詳細をお知りになりたい場合は、当法人までご相談ください。

[寄附先別の主な税務上の原則的な取扱い]

寄附者 寄附先・内容	個人		法人
	所得税	住民税	法人税
地方公共団体への寄附（災害対策本部への義援金含む）	寄附金控除の対象	ふるさと納税の対象（ワンストップ特例制度の利用可）	全額損金算入（企業版ふるさと納税の場合は別途取扱いあり）
日本赤十字社や共同募金会等が窓口となる一定の義援金		ふるさと納税の対象（ワンストップ特例制度の利用不可）	全額損金算入
認定NPO法人等（事業に関連した災害支援活動）	寄附金控除または寄附金特別控除の対象（選択）	お住まいの都道府県・市区町村が条例で指定している場合は、寄附金税額控除の対象	特別損金算入限度額の範囲内で損金算入
一般のNPO法人等（災害支援活動）	寄附金控除の対象外		損金算入限度額の範囲内で損金算入

参考：参考：国税庁「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」ほか

お 仕 事 備 忘 録

- 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります…今月より順次、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって金額や発効日が異なります。確認しておきましょう。
- 同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます…2026年10月より、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、同一労働同一賃金ガイドライン等の改正が施行されます。改正事項を確認し、自社の制度や手当に不合理な待遇差がないか確認するようにしましょう。
- カスハラ対策・就活セクハラ対策の義務化…2026年10月より、カスタマーハラスメント（カスハラ）および求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）への対策が義務化されます。法改正への対応状況を確認し、事業主の方針等の明確化やその周知・啓発、また、相談体制の整備等を行いましょ。
- 健康保険の被扶養者の資格確認調査…年に1度、健康保険の被扶養者が要件を正しく満たしているか、事業所に対して一斉調査が行われます。時期や調査方法は保険者によって異なりますが、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）では10月から11月にこの調査が行われます。協会けんぽから送られる被扶養者状況リストをもとに、被扶養者の収入等の状況を確認するようにしましょう。
- 社会保険料 定時決定結果の反映…7月に提出した算定基礎届に基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を適用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料納付は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング（翌月控除、当月控除）については、各社で取り扱いをご確認ください。

子育て世帯が確認しておきたい所得税の優遇措置

所得税には、子どもの年齢によって適用できる制度や控除額が異なるものがあります。
今回は、子育て世帯が確認しておきたい子どもの年齢に関連する主な優遇措置の概要をまとめました。

◆主な所得税の優遇措置◆

- (1) 所得金額調整控除
- その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者が、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、一定の金額を給与所得の金額から控除（所得金額調整控除）します。
- (2) 扶養控除
- 16 歳以上の扶養親族を有する場合には、扶養控除が受けられます。19 歳以上 23 歳未満の場合は、控除額が 63 万円に上がります。
- (3) 特定親族特別控除
- 合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下である 19 歳以上 23 歳未満の一定の親族等を有する場合には、特定親族特別控除が受けられます。
- (4) 生命保険料控除
- 居住者が 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が優遇されます。旧生命保険料と両方の支払いがある

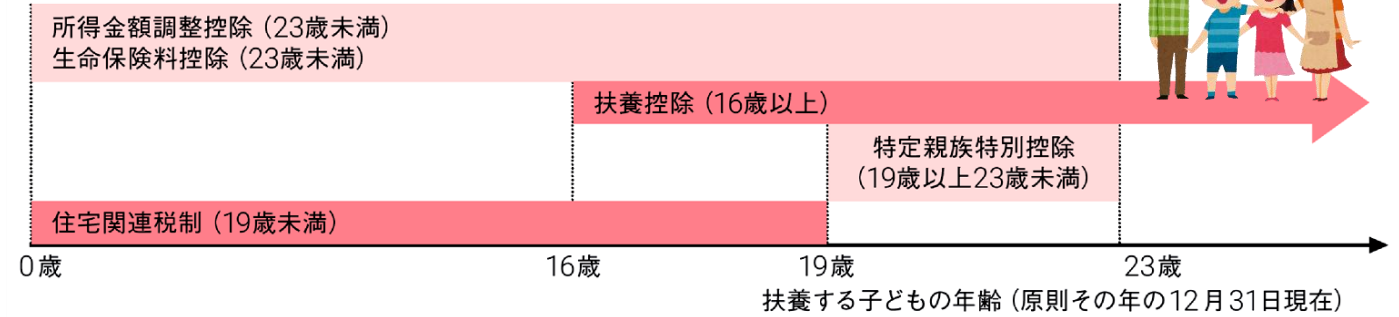
場合も同様です。なお、合計適用限度額の優遇はありません。

- (5) 住宅関連税制
- 19 歳未満の扶養親族を有する場合には、
- 一定の要件を満たす住宅に係る住宅ローン控除の借入限度額に、優遇措置があります。
 - 子育てに対応するため自宅をリフォームしたときに、税額控除が受けられます。住宅ローン控除との併用はできません。

◆年齢判定と扶養親族の考え方◆

上記の年齢は、原則としてその年の 12 月 31 日現在で判定します。
また、ここでの扶養親族とは、納税者と生計を一にしており、合計所得金額が 62 万円以下であるなどの要件を満たす親族等をいいます。
なお、優遇措置を適用するには、それぞれ詳細な要件があります。実際に適用する際には、他の要件等の確認も必要です。

[主な所得税の優遇措置と年齢要件]



参考：国税庁ホームページタックスアンサー ほか

お仕事カレンダー	
いよいよ今年も後3ヶ月。やり残しのないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。 特に年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。資金繰り計画や未収債権の回収促進が大切です。	
10月13日(火)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(9月分)
10月31日(土)	●8月決算法人の申告・納税、2月決算法人の予定納税申告・納付期限(11月2日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	●2月・5月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(11月2日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限(9月分)(11月2日期限)
	●継続・有期事業概算保険料延納額の納付期限(第2期分)※口座振替を利用しない場合(11月2日期限)
	●労働者死傷病報告書の提出期限(休業4日未満の7月～9月の労災事故について報告)
	●個人の県民税・市町村民税の納期限(普通徴収・第3期分)※市町村の条例で定める日まで

